

平成28年塩尻市議会12月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成28年12月15日(木) 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第9号 塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市簡易水道事業を塩尻市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例

議案第14号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第15号 平成28年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第16号 平成28年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第17号 平成28年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

議案第19号 損害賠償の額の決定について

議案第20号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)

陳情12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	村田 茂之 君
委員	中野 重則 君	委員	牧野 直樹 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	中村 努 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議会事務局長	青木 隆之 君	議会事務局次長	横山 文明
庶務係	二木 義文 君		

午前 9時56分 開会

○委員長 おはようございます。定刻より若干早いですが、全員出席のようですので、ただいまより12月定例

会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、提出議案、よろしく御審査をお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。また、議案の審査後、伊那市にあります伊那中央衛生センター及び伊那市富県小学校への視察を行います。出発時間につきましては、審議の進捗を見て決めていきたいと思いますが、おおむね12時半を予定しております。庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いいたします。視察終了後、市役所には、おおむね午後5時に到着予定となっております。なお、午後6時30分から広丘の大磯にて懇親会を開催します。移動手段は各自となりますので、午後6時25分までには会場にお集まりいただきますようお願い申し上げます。6時5分の電車があるそうですので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係ない職員の退席を認めません。

議案第9号 塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第9号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案第9号とあわせて議案関係資料の第9号、67ページをお願いをいたします。

提案の理由につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成29年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものが主な理由となっております。

概要につきましては、失業している退職者に対する退職手当の支給に係る規定について、引用している雇用保険法の規定を改めるもの、あわせて市長部局の塩尻市職員退職手当に関する条例には規定されていて、こちらの企業職員の給与の条例に規定されていない休業給付金の1つであります高年齢求職者給付金と同等の失業者にかかわる退職手当を支給する規定を追加するものでございます。

今回改正する条例の若干の制度について御説明をさせていただきます。公務員は法律等によって身分が保障され、失業が予想されにくいことなどから雇用保険法の適用対象から除外をされております。このため、保険料も負担せず、失業した場合に雇用保険法で支給される失業等の給付金も支給されないこととなっているものでございます。しかしながら、公務員も退職後失業している場合には雇用保険法の失業等給付金と同等の保障をする必要があるということで、退職時に支給された退職手当の額が、この雇用保険法で失業していた場合に支給される給付金相当額に満たさず、かつ退職後働く意思があるにもかかわらず一定の期間失業しているときなどに、この給付金の額と退職手当との差額分について失業者にかかわる退職手当として支給ができるというものでござい

す。簡単に言いますと、大体3年ぐらいの若い職員が普通退職した場合には失業保険が出ません。そういった場合に、民間でありますとハローワークで求職活動をすれば支給される金額が決まっております。仮にハローワークで求職活動をすれば30万円休職手当金が出る。その場合に、普通退職で3年ぐらいの方がやめて二十何万円、退職手当しか出ぬ場合、その場合にその差額分を支給ができるというような制度となっているものでございます。

続きまして、新旧対照表の68ページ、69ページをお願いいたします。まず、14条の第5項につきましては、5項の次に1項つけ加えることに伴いまして改正をするものでございます。

続きまして、第6項につきましては、これが先ほどもちょっと一般職のほうで規定されていてという部分でございますが、昭和59年の7月に雇用保険法等の改正によりまして65歳以上の者が会社を退職して一定期間内失業している場合に高年齢求職者給付金というものが支給されるように雇用保険法で改定となりました。これによりまして、市長部局のほうでは国に準じまして昭和60年3月に塩尻市職員の退職手当に関する条例を改正をしてございます。そのときに、私ども企業職員の側につきましては改正をしてございません。その理由は、推測するには、当時水道事業会計において、今回条例に対応するような職員が極めて少なかったということ、また定年が60歳ってことでありまして、高年齢給付金が65歳以上の退職者にかかわる給付金でございますので、そういった中ではもう全く給付金と同等の退職手当が支払われるケースが想定されていなかったというようなことで追加をしていなかったと推測をされるものでございます。今回は、これにつきましても一般職と同等の制度の、ここに6項として追加をさせていただくものでございます。

なぜ今回追加するかということの理由につきましては、年金の支給年齢が65歳まで引き上げられていることに伴いまして、定年の年齢を引き上げる等の検討がされてきていて、近年雇用情勢等が変化してきております。また、この65歳以上の者が退職手当の支給をこういう制度を使って支払うケースが生じる場合には改正が必要になります。また、時間的な制約によって改正が遅れた場合には、この制度による退職金の支払いができなくなるということもございます。それと、一般、市長部局のほうと条例を合わせておいたほうが、後々この制度の改正があったときにも、改正漏れ等が生じにくいことを踏まえまして、今回ここに追加をするものでございます。

制度の内容につきましては、勤続期間が6カ月以上で、かつ65歳に達した以後、定年した職員が働く意思があるにもかかわらず一定期間失業している場合において、高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときに、その差額分相当を雇用保険法の支給条件に沿って休業者に退職手当金として支給をするものでございます。

続きまして、第8項につきましては、引用している雇用保険法の改正などに伴いまして、常用就職支度金を就業促進手当に、あと広域求職活動費を求職活動支援費に改めるものでございます。なお、この条例の施行日につきましては、平成29年1月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 ちょっとお聞きしたいんですが、60歳で例えば一応定年で退職されて、再就職しようと思っただけでなかった場合にも適用になるっていうことでいいわけですか。

○経営管理課長 一応60歳で定年した場合にもなりますけれども、結果的に60歳で定年すると、退職手当金のほうはかなり多い額があつて、失業保険の差額よりは確実に退職手当のほうが多いので、制度としてはありま

すけれども支給されることはございません。多分59歳とか何かで退職手当が全く出ない、懲戒免職等で出なかった場合には対象になる可能性もございますけれども、それ以外で普通に定年でやめられるような方には一切、この制度はありますけれども金額は出ないということになります。

○古畑秀夫委員 そうすると、かなりの勤続年数を過ぎていると、ほとんどこれは制度としてはあっても適用にはならないという理解でいいわけですね。

○経営管理課長 そういうことでございます。国のホームページ等を見ると、大体3年ぐらいの職員が主に対象になってくるのではないかとというようなことでホームページには載ってございました。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 塩尻市簡易水道事業を塩尻市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例

○委員長 議案第10号塩尻市簡易水道事業を塩尻市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは議案第10号、あわせまして議案関係資料の70ページをお願いをいたします。塩尻市簡易水道事業を塩尻市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例について御説明をいたします。まず提案理由と。

○委員長 細井課長、着座のままで結構です。

○経営管理課長 済みません。座って失礼をさせていただきます。提案理由及び概要につきましては、効率的な事業運営と経営基盤の強化を図るために、簡易水道事業を水道事業へ統合することに伴い、関係する条例について必要な条例改正を7件、不要になる条例の廃止を1件行うものでございます。それぞれ改正内容につきまして、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず、71ページをお願いいたします。第1条の塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、第4条の経営の基本の第2項水道事業の経営の規模の第2号の計画給水人口及び第3号計画1日最大給水量について、簡易水道事業の認可で定められている計画数値を加えるものでございます。計画給水人口については、現在6万5,300人に簡易水道事業の計画給水人口3,060人を追加し、6万8,360人にいたします。計画1日最大給水量については、現在の3万400立方メートルを簡易水道事業の計画1日最大給水量1,600立方メートルを追加し、3万2,000立方メートルに改正をいたします。あわせまして、別表第1の計画給水区域に簡易水道事業の計画給水区域であります贄川の一部、木曾平沢、奈良井の一部を追加するものでございます。

72ページをお願いいたします。第2条塩尻市水道事業給水条例の一部改正について、附則に塩尻市簡易水道条例の廃止に伴う経過措置を2項加えるものでございます。まず第8項として、塩尻市簡易水道条例により行った手続や処分については塩尻市水道事業給水条例で行ったものとするみなし規定を追加をいたします。第9項として、4月以前から継続して水道を使用している使用者の3月分の使用料については、従前の簡易水道条例の料金を適用する経過措置を追加をいたします。

続きまして、73ページをお願いいたします。第3条、塩尻市の組織条例の一部改正については、3条の分掌事務のところのあの奈良井簡易水道に関するものを削除するものでございます。

74ページをお願いいたします。第4条の塩尻市特別会計設置条例の一部改正については、別表中の塩尻市簡易水道事業特別会計の部分を削除するものでございます。

75ページをお願いいたします。第5条の塩尻市農業集落排水施設条例の一部改正につきましては、第13条の使用開始等の届出第2項の簡易水道事業の給水区域において、農業集落排水施設の使用の休止や廃止等をする場合の届出は、水道の届出をもって届出とみなすという規定につきまして、簡易水道事業の区域が水道事業の条例の区域の適用区域となることから、この部分のみなし規定を削除するものでございます。

76ページをお願いいたします。塩尻市水道料金等審議会条例の一部改正につきましては、第1条の部分で簡易水道の料金もこの条例、料金等審議会で審議することとなっておりますが、この部分のところの簡易水道条例の部分削除するものでございます。第7条につきましては新旧対照ございませんが、議案のほうにありますとおり、塩尻市簡易水道条例を廃止するものでございます。

戻っていただきまして、77ページをお願いします。第8条の塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、簡易水道事業が廃止されることから第3条の布設工事監督者の資格と第4条の水道技術管理者の資格の中の簡易水道に関連する資格基準が不要となるために、この資格基準等を削除するものでございます。

最後に、議案10号の3ページをお願いします。附則の御説明をいたします。この条例の施行日につきましては、平成29年4月1日となります。また、第2項では、簡易水道事業の特別会計がなくなることに伴う経過措置といたしまして、平成29年3月31日後の債権、債務及び最低剰余金につきましては水道事業会計が継承するという経過措置を設けるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

○**中村努委員** 簡易水道のほうは一般会計からの繰入金が半分くらいだったと思うんですけども、この統合後、一般会計からの繰入金の発生というのはあるのかなのか、いかがでしょうか。

○**経営管理課長** 繰入金につきましては総務省の繰出基準がございまして、統合した簡易水道にかかわる繰出基準は、統合前に借り入れていた建設改良に伴う元利償還金のおおむね2分の1額を一応繰出基準に決められていますので、その繰出基準と、あと高料金対策といって簡水が統合しなかった場合に料金が高くて資本費が高い部分があります。そういった統合した後と比べてその差額分に対しても繰出基準がございまして、そういった繰出基準は統合後も、今度、今まで特別会計の中に入っていたものが水道事業会計のほうへ移ってくるということで、ことしも予算の今段階ですけれども、3,800とか、そういう金額の繰り入れを予算計上していくというこ

とで今行っているところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号塩尻市簡易水道事業を塩尻市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 損害賠償の額の決定について

○委員長 議案第19号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

○森林課長 議案の説明に当たりまして、資料をお配りしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○委員長 これを許します。

それでは、お願いします。

○森林課長 議案第19号損害賠償の額の決定についてでございます。追加の議案関係資料16ページをお開きください。

では1番、提案理由でございますが、損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございますが、損害賠償の額は75万6,000円でありまして、相手方は大共化成工業有限会社、代表取締役、瀬切陽一氏でございます。発泡スチロールを成形加工する工場を経営している方でございます。事故発生日は、平成28年1月30日であります。事故発生場所でございますが、お配りいたしました資料の位置図をごらんください。国道153号善知鳥峠を北小野方面に向かって進みまして、分水嶺公園を過ぎて右側に大共化成工業有限会社がございまして、その倉庫棟において事故が発生したものであります。

事故の状況でございますが、資料の被害状況写真をごらんいただきたいと思っております。3枚写真を掲載してございまして、一番上のものが倉庫全景を写したものでございます。真ん中のものが市有林側の倉庫の被害状況でございます。一番下が倉庫の正面側から見た状況でございます。ごらんとおり、雨氷により市有林の木が倒れまして、相手方の所有する倉庫の屋根を破損したというものでございます。事故発生以降、相手方と再三にわたり話し合いを続けてまいりまして、一方、保険会社とも打ち合わせを重ねる中で、このたび相手方の理解が得られまして示談がまとまりましたので、損害賠償の額の決定につきまして議会にお諮りするものでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 これは、材木はカラマツか何かですか。それから保険で基本的には支払いされるという理解でよろしいでしょうか。

○森林課長 この木の樹種はカラマツでございまして、市の保険で対応ができるものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○中野重則委員 補償の内容ですけど、屋根だけを取りかえたのか、どんな、額を決定する補償の中身について。

○森林課長 当初、相手方からは310万円余の修理費用の見積書の提示がございました。しかしながら、その内容を見ましたら、屋根全体の張りかえに要する費用であったものですから、市といたしましては屋根全体を新しくするところまでは見る必要はないという判断のもと話し合いを重ねる中で、事故前の原状回復、機能回復に当たります75万6,000円相当を市が負担することとして相手方の理解が得られたものでございました。以上でございます。

○中野重則委員 いいです。わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号損害賠償の額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中 5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 議案第14号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

○副事業部長（産業政策課長） 議案第14号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）の資料をよろしくお願いたします。30ページ、31ページをお開きください。5款労働費1項労働諸費1目労政費の白丸でございます。職員給与費580万6,000円を増額補正させていただくものでございます。職員給与費の主な補正理由につきましては、1つといたしまして、4月以降の人事異動等に伴うもの、またもう1点でございますが、今回人事院勧告の関係でございますが、今議会の議案第4号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例を改正する条例を上程させていただいておりますが、主な内容につきましては、1つといたしまして、給与月額を平均0.2%引き上げるもの、もう1点でございますが、勤勉手当の年間の支給割合を100分の160から100分の170に引き上げるという対応でございまして、補正増額ということでございます。以下、各課等からの人件費関係の説明は省略させていただきますので御了承をいただきたいと思っております。私からは以上でございます。

○農政課長 それでは、32ページ、33ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の白丸、農業経営体育成支援事業におきまして、黒ポツ、担い手確保・経営強化支援事業補助金としまして300万円の補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、サントリーワインインターナショナルの子会社でございます農地所有適格法人、株式会社ジャパンプレミアムヴィンヤード塩尻が乗用草刈り機、またスピードスプレーヤーなどの農機購入及び洗馬、岩垂地区において醸造用ブドウの垣根整備を行うに当たり、国

補助事業に申請採択されたことに伴う増額補正でございます。国補助金が国から県、県から市を通じて交付されることとなっていることから、このたびの内示に合わせて補正をお願いするものでございます。

続いて6目農地費、上から2つ目の白丸、ため池耐震化事業におきまして、県営ため池耐震化事業負担金としまして1,980万円の補正をお願いするものでございます。こちらの事業につきましては、県営事業として本年度から向こう5年間の予定で着手しましたみどり湖堤体耐震補強工事のうち、来年度に予定をしていた事業が国の第2次補正予算成立に伴いまして前倒しとなったための増工分の市負担金でございます。堤体盛土工、取水施設工などの増工によりまして、総事業費が1億1,000万円から2億9,000万円に拡大をいたしました。事業費の負担割合は、国55%、県34%、市11%とされていることから、本市の負担金は3,190万円となります。当初予算計上分が1,210万円であったため、今回不足分の1,980万円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、上から3つ目の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業におきまして、黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金としまして30万円の補正をお願いするものでございます。こちらの事業につきましては、県営事業といたしまして昨年度から向こう3年間の予定で着手いたしました本村堰の河川工作物応急対策工事のうち、来年度に予定をしておりました事業が国の第2次補正予算成立により前倒しとなったための増工分の市負担金でございます。こちらにつきましては、床止め工、護床工、護岸工などの増工によりまして、総事業費が6,000万円から7,000万円に拡大をいたしました。事業費の負担割合は、国55%、県42%、市3%とされていることから、本市の負担金は210万円となります。この事業に係る当初予算計上分が180万円であったため、今回不足分の30万円を増額補正させていただくものでございます。

○**森林課長** 引き続き32、33ページをお願いします。2項林業費1目林業総務費でございます。右側説明欄の一番下の白丸、林業被害防止対策事業諸経費の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料360万円でございますが、これにつきましては、松くい虫被害の拡大に伴いまして、松枯損木の伐倒、薫蒸処理に係る委託料360万円を今回補正計上をお願いするものでございます。以上です。

○**建設課長** それでは、1枚おめくりいただきまして、34ページ、35ページをお開きください。8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費でございますが、2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費、1つ目の黒ポツ、県道路整備期成同盟会負担金1万1,000円と、その下の黒ポツ、国道361号促進期成同盟会負担金10万3,000円でございますが、それぞれ事業費確定に伴うものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費、1つ目の白丸、生活道路整備事業、1つ目の黒ポツ、支障物件移転補償費100万円でございますが、市道改良において樹木や埋設管の移転補償に対応するものでございます。

2つ目の白丸、道路施設長寿命化改修事業3,030万円でございますが、こちらにつきましては国の追加内示がありまして、翌年度実施する箇所を前倒しにより実施させていただくものでございます。1つ目の黒ポツの測量設計調査委託料630万円でございますが、こちらは道路法に基づく橋梁の法定点検といたしまして5橋梁を行うものでございます。また2つ目の黒ポツ、市道新設改良工事2,400万円につきましては、広丘中央陸橋の補修工事を実施させていただくものでございます。工事内容といたしましては、橋脚上部コンクリート床版部の補修を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、36ページ、37ページをお開きください。3項河川費1目河川維持費、

1つ目の白丸、河川改修事業諸経費、1つ目の黒ポツ、県河川協会負担金23万1,000円の減額、次の県治水砂防協会負担金2万2,000円の増額につきましては、こちらも事業費確定による補正でございます。私からは以上でございます。

○都市計画課長 続きまして、4項土地計画費1目都市計画総務費、2つ目の白丸、全国都市緑化フェア事業、黒ポツ、基本構想負担金85万円でございます。全国都市緑化フェアにつきましては、市長総括説明にありましてとおり、県と中信4市が策定した基本構想に対し、国土交通大臣の同意を得られたことにより、第36回全国都市緑化信州フェアとして平成31年春の開催が決定いたしました。基本構想では、開催意義、基本理念、開催方針等に加え、基本的事項として開催時期を31年4月中旬から6月中旬とすること、会場構成をメイン会場に県営松本平広域公園、サブ会場に国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区及び大町・松川地区、それに県営烏川溪谷緑地とすることなど、フェアの概要について定めております。今後、基本計画を策定するに当たり、本年度の負担金として85万円の増額補正をお願いするものです。基本計画は28、29年度で策定し、負担割合は県と4市が1対1、4市の割合は均等割20%、人口割80%としたもので、塩尻市は全体事業費の約8.7%を負担するものでございます。私からは以上でございます。

○農政課長 それでは、40ページ、41ページをお開きください。11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目市単農業施設災害復旧費の白丸、市単農業施設災害復旧費におきまして、黒ポツ、災害復旧工事として296万円の補正をお願いするものでございます。場所は東山ため池でございます。この秋の長雨と台風の影響によりまして、東山ため池の上流側ののり面が幅9メートル、長さ12メートルにわたりため池側に崩落したため、復旧工事を行うものでございます。のり面の復旧工事につきましては、原則として下流側の場合には国の補助金を活用することができますが、上流側については市単事業ということになりますので、このたび増額補正をお願いするものでございます。私からは以上です。以上よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 33ページの農業経営体育成支援事業っていうの、これは、サントリーさんっていうと結構大きなところですが、この補助事業っていうのはどういった、普通の人はなかなか受けられないと思うんだけど、もうちょっと細かく説明していただきたい。

○農政課長 こちらの事業につきましては、国の補助事業になります。支給要件といたしましては、中間管理機構を活用して農地の集積、集約化を図る取り組みを行った組織ということになっておりまして、ジャパンプレミアムヴィンヤード塩尻につきましては、サントリーの子会社でございますが、農業経営を、生産を中心に行う農地所有適格法人ということで、このたび採択を受けたものでございます。補助事業の内容といたしましては、融資残額が補助対象で、総事業費の2分の1以内ということになっております。以上でございます。

○古畑秀夫委員 そうすると、新しく農業経営に参画したっていうことなのか、それから実はこのところ、私たちの近くなもんですから、周りの農家の皆さんからちょっと草を荒らしたりいろいろされていて迷惑だっていう苦情が来ておりまして、前にもちょっと言ったかと思いますが、ぜひきちっとした手入れをして、周りに迷惑かけないような対応をしてもらうように要請していただきたいと思っておりますけれども。

○委員長 要望でよろしいですか。

○古畑秀夫委員 ちょっと何か。

○農政課長 ジャパンプレミアムヴィンヤード塩尻につきましては、そういった情報もいただきましたので、その都度、逐一こちらのほうから電話を入れさせていただいて注意をさせていただいているところでございます。そのほか現在市内に展開中のワイナリーですね、自社畑につきましても同様の対処をさせていただいているところでございまして、水路の草刈り、それからさまざまですね、使役等にも協力いただくようにということでお願いをしております。

○委員長 よろしいですか。ほかにもございますか。

○中野重則委員 37ページの全国都市緑化フェア事業で、全体として塩尻市の負担割合が8.7%というところでございますが、今回は基本構想にかかわる負担金の補正でありますけれども、全体的な事業費がどのくらいで、今後8.7%の負担金は市としては幾らぐらいになるのか、おわかりでしたらお願いをいたします。

○都市計画課長 担当の係長からお答えいたします。

○担当係長 私のほうから回答させていただきます。全体事業費につきましては、基本計画の中で策定するという形になってございます。ただしですね、負担割合につきましては、あくまでも県と中信4市が1対1、4市の割合は均等割が20%、平成27年度の国勢調査人口に基づきまして残りの80%が人口割という形になってございます。以上でございます。

○中野重則委員 その説明は先ほどお聞きしましたが、今、基本構想の負担金ですけど、全体的な総事業費みたいなものはいつ決まるんですかね。

○都市計画課長 概概算の数字といたしまして、基本計画で内容がある程度固まった時点ということになりますので、29年度に概概算の数字は出てくるのかなと。ただその後ですね、各業務におきまして実施計画、策定してまいりますので、さらに精査されていくものと考えております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 33ページの森林づくり推進支援金事業委託料ですね、松くい虫対応ということだったのでぜひお聞きしたいんですが、この業務委託料の業務範囲ですね、これについて説明をお願いします。

○森林課長 まずですね、職員あるいは市民から通報をいただいて松が枯れているという情報を得た後ですね、職員が現地を確認しまして、伐倒薫蒸処理をするべきという判断があった場合に、そこからはですね、業者に委託が始まるわけございまして、現地での伐採、そしてそこにおきまして薫蒸処理、ビニールをかけて薬剤処理をするっていう部分ですね。その一連の伐倒と薫蒸の処理が委託業務費になります。以上です。

○副委員長 おおむね何本ぐらいをこれ、積算されているんでしょうか。

○森林課長 標準的には1本の松を切りますと、約1立米から1.5立米の材積量、松の木が出ます。その1.5立米ぐらいを処理するのに伐倒費、それから薫蒸費を含めまして、大体6万円ぐらいかかる計算でございまして、今回360万円お願いいたしますので、おおむね松60本分の木の伐倒薫蒸処理費という形で今回上げさせていただいております。

○副委員長 それは、これから年度末にかけての伐採本数を見込んでいるっていう考えでよろしいですか。

○森林課長 実は、同じ森林づくり推進支援金事業委託料の中で緩衝帯整備の事業も行ってございまして、その緩衝帯、熊の出没によりいち早く現地での対応が必要という中で、一部ですね、松くいの伐倒薫蒸処理として見ておいた費用を先食いをするような形で緩衝帯整備で使用をさせていただきます。そんな中で、今後の松の伐倒薫蒸処

理だけではなく、すでにこのうち幾ばくかは別に使用をしているという状況でございます。

○副委員長 篠原議員の松くい虫の質問、代表質問させていただいたんですが、そのときコメントし切れなかったところがあるので、ちょっとあわせてこの場でお願いをしたいんですが、恐らく今年度はそんなに大きな被害ではないのかなという感じがしますが、堅石のところをある意味で火種にして拡散する可能性があるかと思えます。さらに北部、松本からまた流入ということが予測されます。それで、実際の対応といたしましては、今年度、冬の間、樹幹注入どこまでできるかというお話になるかと考えています。その辺についての拡散の予測といたしますか、どんなふうに描いていらっしゃるのか教えてください。

○森林課長 予測ということにつきましては、昨年が市内で11カ所の発生の確認がありまして、今年度は約4倍近い43件、現在のところ確認ができているということで、かなりのスピードで拡大が進んでいる状況でございます。この冬ということでは、カミキリムシ自体は現在活動しませんので、この冬、爆発的にあるいは広がるというような、そのようなことはないと思えますけれども、来年の春ですね、春先、松が水を上げ、養分を吸う時期になってくると、もしこの夏から秋にかけて感染している松であれば、来年の春先、枯れてくることが考えられます。したがって拡大するであろうというふうには思いますが、どの程度というところまではちょっと推測がつかないものでございます。以上です。

○副委員長 では、最後ですけれども、いずれにしてもまだまだ初期火災の状態だと思っています、現在ですね。大火になる前にいかに手を打つかってということは、ぜひ戦略的にちょっと考えていただきたいということなんです。そのときにですね、議会で今の被害状況どうですかというような聞き方で初めて情報が出てくるんですけども、これはやっぱり市民挙げた活動にしないと、沈静化できるかどうかというのにはわかりませんが、被害最小化ということにつながらないと思っています。なので、今の被害状況っていうのをある程度リアルタイムに伝えていただきたいということがまずあります。自分の近所に来ているのか来ていないのかっていうようなあたり、発生のマップをつくっていらっしゃいますので、そういったものをなるべく公開していただくようお願いをしたいということです。

それと、対応策としてはですね、伐倒薫蒸は最終的なものであって、いかにこの冬に樹幹注入ができるかということになるかと思えます。恒久的な効果もあるってということなんで、これも早めにやるべきだと思います。それで、残り時間がないんですけれども、御担当の方からすると申し出があれば説明会何とかをやりますよってことなんです。もっと積極的にですね、この冬、2月末までっていうようなことがひとつ目安に出ていますので、いかに樹幹注入が実施できるかっていうことが最大の防御だと私は考えています。そういう意味で、この冬の間ぜひ樹幹注入の何ていうんですかね、講習会っていうんですかね、そういったものを積極的に開いていただきたいなというふうにお願ひして要望いたします。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第14号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）

○委員長 議案第20号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。説明を求めます。

○森林課長 それでは、議案第20号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）でございまして、別冊となっております議案20号をお開きください。議案第20号平成28年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）でございまして。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに281億1,024万円とするものでありまして、先ほどの議案第19号損害賠償の額の決定に伴いまして歳入歳出の予算措置を行うものでございまして。

では、7ページ、8ページをお開きいただきまして、歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございまして。20款諸収入の雑入といたしまして、雨氷倒木事故補償補填金75万6,000円を計上するものでありまして、これは保険会社から支払いがあります保険給付金でございまして。

次に9ページ、10ページをお開きいただきまして、歳入歳出予算事項別明細書の歳出でございまして、6款2項1目の白丸、林業総務事務諸経費におきまして、黒ポツ、雨氷倒木事故補償金75万6,000円を計上するものでありまして、これを大共化成工業有限会社に対し支払うものでありまして、事故補償金として計上、補正をお願いするものでございまして。議案第20号の説明は以上でございまして。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第20号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 平成28年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第15号平成28年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

○経営管理課長 それでは、議案第15号、別冊となっております平成28年度塩尻市水道事業会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

まず第2条といたしまして、収益的収入及び支出の支出につきまして、第1款の水道事業費用について。

○委員長 着座でかまいませんので。

○経営管理課長 座って失礼いたします。費用について200万8,000円を増額し、15億2,190万4,

000円といたします。

続きまして、第3条の資本的収入及び支出の支出におきまして、1款の資本的支出を5,692万5,000円を増額し11億1,345万5,000円とするものでございます。これによりまして、3条のところ予算の4条の本文の括弧書の中が変わります。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額が6億8,271万4,000円、これにつきまして7億3,963万9,000円に、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,005万9,000円を5,425万円、あわせまして減債積立金を1億5,178万6,000円といたします。あと過年度分損益勘定留保資金2億6,337万円を2億5,871万7,000円に、当年度分の損益勘定留保資金について3億6,928万5,000円を2億7,488万6,000円にそれぞれ補正をするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、職員給与費につきまして補正額631万円を増額し1億8,682万4,000円とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。補正予算説明明細書により補正内容を御説明いたします。それぞれ担当する課長より御説明をいたします。なお、人件費につきましては、先ほど一般会計のほうでもございましたとおり、人事院勧告及び人事異動に伴うものでございますので、全ての会計につきまして省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、12ページのところの2項営業外費用の2目消費税418万9,000円を減額して658万5,000円とするものでございます。資本的収支建設改良費の増額に伴いまして仮払消費税が増加したことによりまして納付する消費税を減額するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

○副事業部長（上水道課長） 続きまして、13ページをお願いいたします。4条予算になります。資本的収入及び支出の支出でございます。41款資本的支出1項建設改良費3目浄水施設費26節の工事請負費でございます。5,681万2,000円の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、そちらの附記をごらんいただきたいと思います。まず2つ目のポツ、下の段になりますけれども、三才山沢配水池施設整備事業としまして、先般、産業建設委員会の協議会、議員全員協議会でそれぞれ御説明申し上げました三才山沢配水池の関係でございます。三才山沢配水池の深井戸掘削工事4,890万円の増額、三才山沢配水池深井戸ポンプ設置工事2,388万円ということで、トータル三才山沢関係につきましては7,278万円の補正をお願いするものでございます。これに伴いまして、上のポツですけれども、浄水施設整備事業としまして、床尾浄水場次亜塩素素注入設備更新工事712万8,000円の減額、床尾浄水場高圧電気設備更新工事453万6,000円の減額、水位計・流量計更新工事につきましては、1カ所の本山日出塩配水池の移送流量計の減額ということで689万6,000円の減額ということで、3件の減額1,856万円を減額するものでございます。その下の段、東山加圧ポンプ緊急更新工事につきましては、落雷被害に遭いました東山加圧ポンプの緊急更新工事が必要となりますので、259万2,000円の増額をお願いするものでございます。といったことございまして、三才山沢配水池の関係で事業費がかかりますので、先送りできるものにつきましては事業の内容を精査しまして補正をお願いするものでございます。私からは以上です。

○経営管理課長 それでは、引き続き5ページにお戻りいただきまして、キャッシュ・フローの計算書でござい

ます。1、2、3の活動のキャッシュ・フローで、最終的に資金期末残高につきましては、7億846万6,000円の予定となるものでございます。

6ページ、7ページは、職員給与明細書となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。1の営業収益につきましては、合計で13億8,166万1,000円。2の営業費用につきましては、13億5,552万5,000円となりまして、営業利益は2,613万6,000円となります。そこに3の営業外収益を加算し4の営業外費用を引いた経常利益につきましては、7,963万円になるものです。あと、特別利益、特別損失を加減いたしまして、当年度の純利益は7,944万6,000円を予定するものでございます。あと、前年度繰越利益剰余金はございません。その他未処分利益剰余金変動額といたしまして、28年度中に4条予算の補填財源として使用する減積立金1億5,178万6,000円をここに計上いたしまして、最終的に当年度未処分利益剰余金は2億3,123万2,000円を予定するものでございます。

続きまして9ページ、10ページ、貸借対照表をお願いいたします。資産合計につきましては149億5,902万5,000円、負債の部につきましては、負債合計85億3,232万円、資本の部、資本合計については64億2,670万5,000円となりまして、負債資本合計は、先ほどの資産合計と同額の149億5,902万5,000円となるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

よろしいですか。それでは、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第15号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 平成28年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第16号平成28年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

○経営管理課長 それでは、議案第16号塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。第2条の業務の予定量について次のとおり補正をいたします。公共下水道雨水幹線整備事業を1,900万円増額し7,500万円に、下水道長寿命化事業（管路施設長寿命化第2期）を2,480万円増額し7,190万円に補正をいたします。

続きまして、第3条の資本的収入及び支出のうち支出で、1款下水道事業費用について260万7,000円を減額し26億9,755万2,000円といたします。

続きまして、第4条資本的収入及び支出について、収入では1款資本的収入を3,152万円増額し11億6,476万1,000円といたします。

2ページをお開きください。支出につきましては、資本的支出について4,881万9,000円を増額し2

0億9,324万3,000円といたします。

1ページ戻っていただきまして、予算の4条本文の括弧書の中が変わります。ここにつきまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億1,118万3,000円を9億2,848万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額511万5,000円を734万3,000円に、あと減債積立金1億7,503万6,000円に追加をいたします。あと過年度分損益勘定留保資金3億2,769万5,000円を3億5,829万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金5億7,837万3,000円を3億8,781万円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いをいたします。第5条の企業債につきまして、今回の建設改良費の増額補正に伴い企業債の借入限度額を1,380万円増額し、5億6,040万円と限度額を補正するものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を401万8,000円減額し9,091万6,000円といたします。

それでは、12ページをお願いいたします。補正予算の説明明細書となります。内容につきまして担当する課長から御説明いたしますので、よろしくをお願いをいたします。

○下水道課長 それでは、12ページをお開きください。収益的収入及び支出のうち支出でございます。21款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費23修繕費につきましては、現在寄せられております要望に基づきまして管路修繕等を行うために500万円の増額をお願いするものでございます。

その下の人件費につきましては、省略をさせていただきます。

その下の2項営業外費用3目消費税でございますが、今回の補正によりまして257万円の減額をするものでございます。

13ページをお願いをいたします。資本的収入及び支出のうち収入でございます。31款資本的収入1項企業債1目企業債につきましては、補助事業の増額内示によりまして、借入金を1,380万円増額するものでございます。

その下の4項補助金2目国庫補助金につきましては、補助事業の増額内示によりまして1,772万円を増額するものでございます。

それでは、14ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち支出でございます。41款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費の20委託料540万円と26工事請負費4,240万円につきましては、補助事業の増額内示や現在相談中の案件等、今後を見込む中で増額をお願いするものでございます。私からは以上でございます。

○経営管理課長 6ページにお戻りください。キャッシュ・フローの計算書になります。1の業務活動から3の財務活動まで合わせてキャッシュ・フロー、最終的には資金の期末残高は2億9,762万4,000円を予定するものでございます。

7ページ、8ページは給与の明細書となっております。

9ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。1の営業収益につきましては18億7,159万円、2の営業費用につきましては21億9,457万5,000円となり、1の営業収益から2の営業費用を引いた営業損益につきましては、損失の3億2,298万5,000円の営業損失となっております。続きま

して、3の営業外収益と営業外費用を先ほどの営業損失に加減いたしました経常利益につきましては、3,829万3,000円の経常利益となっております。そこに5の特別利益と6の特別損失を加減した当年度純利益は3,810万9,000円となります。前年度の繰越利益剰余金はございません。その他未処分利益剰余金変動額といたしまして、資本的収支の補填財源として28年度中に使用する減債積立金の取り崩し額1億7,503万6,000円を計上し、当年度未処分利益剰余金は2億1,314万5,000円を予定をしております。

続きまして10ページ、11ページ、予定貸借対照表となります。資産合計については384億6,501万5,000円、負債の部の負債合計につきましては352億8,145万6,000円、資本の部の資本合計については31億8,355万9,000円となりまして、負債資本合計は、資産合計と同額の384億6,501万5,000円となるものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 14ページの下水道の長寿命化事業っていうのは、具体的に言うとどんなような工事なりをやるということでしょうか。

○下水道課長 長寿命化事業といいますのは、管の老朽化に伴いまして、その管を長持ちさせるためのものございまして、具体的に申し上げますと、既設の管の中に新たな管を挿入させて強度を高め、長持ちをさせるということでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第16号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第16号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 平成28年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第17号平成28年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

○経営管理課長 議案第17号平成28年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出について、支出を第1款農業集落排水事業費用について3万4,000円を増額し、4億843万9,000円といたします。

続きまして第3条、資本的収入及び支出のうち支出で、1款資本的支出について50万円を増額し、2億1,013万5,000円といたします。これによりまして、4条予算の括弧書の中の資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億4,264万4,000円を1億4,314万4,000円に、過年度分損益勘定留保資金1,376万6,000円を1,481万3,000円に、また繰越利益剰余金処分額3,982万8,000円を減債積立金3,765万2,000円及び建設改良積立金162万9,000円とするものでございます。

続きまして第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費7万1,

000円を増額し、1,002万5,000円といたします。

5条の利益剰余金の処分の予算9条を削るということで、これにつきましては当初予算において平成27年度の繰越利益剰余金の予定処分を定めてありましたが、27年度の決算が確定し、9月議会により利益剰余金の処分をいたしましたので、この処分の項を削除するものでございます。

11ページをお願いいたします。11ページの2項の営業外費用の3目消費税につきましては、3万7,000円を減額し391万6,000円といたします。これは、建設改良費の増額に伴いまして納税する消費税を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。資本的支出1項建設改良費1目農業集落排水事業管渠施設費の工事請負費50万円を増額するもの、これにつきましては、汚水桝設置工事等、実績、要望等に基づきまして50万円を増額するものでございます。

5ページにお戻りください。予定キャッシュ・フロー計算書となります。最終的に資金の期末残高は6,486万5,000円となるものでございます。

6ページ、7ページは給与費明細表でございます。

8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1の営業収益が2億8,305万8,000円、営業費用が3億3,869万6,000円で、営業の損失は5,563万8,000円となります。そこに営業外収益、営業外費用を加算いたしました経常利益は3,378万6,000円となりまして、そこに特別利益、特別損失を加減いたしました当年度純利益は3,375万9,000円でございます。あと、年度末繰越利益剰余金はございません。その他未処分利益剰余金変動額といたしまして、減債の積立金、建設改良の積立金を処分した額3,928万1,000円を計上いたしまして、当年度の未処分利益剰余金は7,304万円となるものでございます。

あと、9ページ、10ページの予定貸借対照表につきましては、資産合計で負債、資本ともに合わせまして65億6,773万9,000円になる予定でございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

よろしいでしょうか。ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案についての審査は以上であります。それでは、10分間休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

陳情 12月第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

○委員長 当委員会へ回付された陳情は1件であります。それでは、平成28年12月第3号耐震診断・耐震改修に関する陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 委員より質問、御意見がありますか。

毎回出ておりますので、委員長として採択でいいかと思いますが、どうでしょう、皆さん。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと、採択でよいとの意見があります。

それでは、各委員から採択という意見が出されておりますので、平成28年12月第3号耐震診断・耐震改修に関する陳情につきましては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情平成28年12月第3号耐震診断・耐震改修に関する陳情については、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。

ただいま採択された陳情については、市に対応を求めていますので、市長宛てに送付し、その処理経過及び結果の報告を求めることが適当と思われるので、そのように取り扱うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 よって、その旨を決定し、報告に附記します。

それでは、ここで私から市街化調整区域の見直しを求める決議案を提出したいため、暫時、副委員長と交代いたします。

市街化調整区域の見直しを求める決議案

○副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。事前に配付いたしましたとおり、市街化調整区域の見直しを求める決議案が金子委員から提出されております。提出者であります金子委員長より提案理由の説明をお願いいたします。

○委員長 既に委員のほうには、お手元に決議案というものを提出させていただいております。昨今ですね、本市は昭和46年に5月17日にですね、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域、さらにその他区域ということで線引きをいたしました。その中で計画的なまちづくりを進めてまいりました。その目的はほぼ達成できたかなといったところであります。

しかしながら、45年が経過してですね、人口の減少、また少子高齢化等社会情勢が大きく変化する中で、本市も人口減少局面に入っております。中山間地の農村集落等では、地域コミュニティの維持など、担い手不足による耕作放棄地等もふえてきております。特に市街化調整区域においては、土地の利用等を非常に制限されておるため、原則的に開発行為ができない。農地を所有していても、自分の子供や孫の家を建築することさえ厳しく規制されております。その結果、地域外へ住居を求める若い世代が多く、人口減少に拍車をかけている状況であ

ります。

本決議を提案するに当たってのきっかけといたしまして、ことし開催をいたしました議会報告会において、市街化調整区域に居住する市民から、人口の流出、集落の衰退、コミュニティの維持等を危惧する声が非常に多く、土地の利用の規制緩和、区域区分の見直し等を求める声が強くと提出されました。また、本議会においてもですね、代表質問において4会派6名の議員から区域区分の見直しを求める意見が出されております。そこで、市については、次の4項目について早急に取り組むことを強く要望いたします。

1、市街化調整区域の見直しを含め、効果ある対策を講ずること。2、区域区分制度の検証チームを立ち上げること。3、市街化調整区域に居住する住民との意見交換の場を設けること。4、開発行為等を申請する市民に対して適切な技術支援を行い、丁寧なサポートをすること。以上であります。

説明等は以上になりますが、本議案の作成に当たってはですね、私以外の永田議員、また本委員の中村議員等にも御意見を求める中で作成させて、本日提出させていただいた次第です。よろしく御審議をお願いいたします。

○副委員長 委員より御質問、御意見はございますか。

○中野重則委員 今、金子委員長さんのほうから決議案の内容については御説明がありました。確かに地域情勢が大きく変化する中で多くの課題があるということは承知をしているところでありますが、4会派6名の議員の代表一般質問の答弁で、副市長さんのほうから明快な回答をいただいております。そんなことから、以下の4点について、若干御意見を申し上げたいと思いますが、1と2は、これは副市長さんの答弁にあったことですから、このとおりであろうと思いますが、3の住民との意見交換、この意見交換をいつやるかということにつきましては、非常に住民が期待を持って、調整区域が外れても農地が残るわけですし、農地の中には農業振興地域もあれば農振地域でないところもある。農振地域でないところは、調整区域が外れば農地もあるでしょうし雑種地もあるだろう。そうすると、調整区域に居住する住民との意見交換の場は、相当慎重にやらないと、何のためにやるんだっていったら線引きを見直すためにやる。見直した結果が、前とどこが変わったんだっていったら、農地も残るだろうし農業振興地域も残るだろう。その辺のことをしっかり踏まえてやらないと、仮に議会としてそういう方向でやったときに、住民に、期待を裏切られたというようなことになると、議会としてのやっぱり権威といいますか、品位の問題にかかってくるだろうと、そんなことを思うわけでありまして、3番については、私としてはぜひ割愛をしていただきたいと、こういう意見を申し上げたいと思います。

○副委員長 御意見、ございますか。

○古畑秀夫委員 3番の今の中野委員からののは、これ、市としてやれということで、議会としてやれっていうことでは中身から行くとあれだよ、これ、決議は市に求めている中身だから、市としてやってほしいってことだと思んですけど。それから副市長が本会議で最後に答弁されたのは、簡単に言うとあれですか、調整区域の見直しも含めて検討チームを、区域区分の検討チームを設けて今後検討していきたいということでしょうか。もう1回、申しわけないですが。副市長にちょっとお聞きしたいと思いますが。

○副委員長 副市長、お願いします。

〔「ここはだめ」の声あり〕

○委員長 じゃあ、副市長の答弁を私ももう一度聞きましたが、そういったものを含めて調整区域内の住民の方をしっかりとサポートしていかなければならないといった答弁であったと思います。

あとですね、決議というふうになったことについて補足説明をさせていただくと、同じ塩尻市議会の議会とそれから市の行政というものは1つの一体でございまして、意見書という形はとれないということで、事務局に確認して決議ということに、言い方として仰々しく感じますが、そういう文章の作成しかできないということですので、あくまでもその辺は説明させていただきたいと思います。

それから、中野委員の先ほど3番目割愛したほうがいいじゃないかといった意見、これはですね、市側に求めてやるものでありますので、おっしゃる、懸念することは重々わかるし、私も納得しております。したがって、すぐさまこれをやるものではなくて、まず市側に研究チームを、この順番からして、まずきちんと精査をして、調整区域のあり方について見直す、または規制を緩くする何らかの手段がないかということの研究した上で、道筋ができてからではないと住民の皆さんに説明ができないというのは全くそのとおりですので、中野委員のおっしゃるとおり、これは慎重にやっていかなきゃいけないと考えております。ただ、いずれにしろ土地、いわゆる財産権に関するものの変更になりますので、何らかの形で住民との意見交換の場は必要ではないかといったほかの議員からの意見もある中で入れたものでありますので、この辺については運用のほうで対応させていただければなと思いますので、割愛するかどうかについては、また委員の皆さんで話し合いをしていただければと思います。

○**中野重則委員** 確かに、検証チームで検討をして時期を見てということになるということとは十分理解しておりますが、これは例えばの話、マスコミにはどんな対応をされるんですかね、この中身について。

○**委員長** マスコミについては、この決議が通りましてから議会でもし必要があれば説明はしたいと思いますが、取り立ててまだその辺までは考えておりません。

○**中野重則委員** 一番大事なことは、この3番がマスコミを通じて公表されるってということになりますと、これは相当混乱が起きるっていいのか、期待をされるっていいのか、その辺が非常に心配をされるところでありますので、マスコミの対応だけは、仮にこれをこの6人の委員で決議をすとしても、3番については慎重な対応をお願いをしたいということでもあります。

○**委員長** 市民に対して丁寧に説明しなきゃいけないと同時に、この制度自体が非常にわかりにくい。農地法それから土地計画法、それぞれ恐らく法律の中でも非常に、2つの法律にまたがって、もしくは3つ、4つございます。政令、それから施行規則等を含めて。そういう中で、わかりにく過ぎてしまったことによって住民が本来享受すべき権利が抑止されているというふうに私個人は考えております。それは何度も申し上げたとおりです。したがって、単純に、要は法律は難しいんですが、建物が建たるか建たらないのか、ゼロか1かという物理的には行為になるわけです。その市民の皆さんに対して、じゃあ結局建つの、建たないのと言われたときに、はっきりとイエスと言えるかといったら、それは土地によって、要は色が違うと。赤信号もあれば黄色のもあれば青もあるということがわからない中で、中野委員が心配する、いわゆるじゃあ、みんなできるようになるんじゃないかという誤解を生まないような対応をしていかなければならないという部分で、マスコミ等に対しては、あくまでもここにありましており1、2はまず研究から始めていこうということを議会の中でもしっかりと行政側に形として残しておきたいという部分でありますので、3については当然慎重な対応をしなければならぬし、我々少なくとも一般の市民よりはこの調整区域の制度について精通している者は、説明としてすぐさま開発行為がゼロベースで可能になることではなくて、いろいろな手続や時間をかけて地域の土地の利用について考えていく1

つのきっかけであるということについては、説明を私どももしていきたいなという部分の場を設けたいということとありますので、あくまでも調整区域はゼロになってなくなるという説明の場を設けるつもりはございません。

○中野重則委員 安曇野市の合併に伴って、豊科町が線引きをなくして用途指定をしたと思うんですね。それで、合併したほかの例えば穂高であったり三郷であったり堀金であったりするところは、なかったところが合併したことによって用途地域が指定されたと思うんですね。その辺でやっぱり豊科の区域を廃止したことによってどういうメリットがあり、またどういうマイナスがあったかというようなことはしっかりとやっぱり我々としても勉強しておかないと、市のほうの検証チームの中でも勉強してもらいたいと思いますけど、やっぱりその辺が1つの先例としてね、あるわけですから、実際勉強することが必要であるし、また我々議員もしっかりそういった知識を持つためにも、議員としての勉強会もぜひやっていただけたらありがたいかなと、そんなことを要望しておきたいと思います。

○副委員長 それでは、何ていうんですか、2つぐらい御提案というのがあるかと思います。1点目が、この決議に当たって3番目をどうするかという事は、一応今までの討論の中で決めたいと思うんですが、これをこのまま掲載しようという方、ちょっと。

〔「もう少し議論」の声あり〕

○副委員長 もう少し。

○牧野直樹委員 多分この間の洗馬地区の住民との議会報告会で出た案件のやつだと思うんだけど、たまたま洗馬地区は調整区域で、そんなような。

〔「宗賀」の声あり〕

○牧野直樹委員 宗賀。宗賀の洗馬ね。宗賀の洗馬。洗馬はいいでね、その他区域だ。その中でいっぱいそういう意見が出されて、ああいう結果で、本会議の中で質問があったというふうに思っています。それで、前々から四十何年から都市計画が引かれて、こういう問題はいろんな人からも声を聞いていますけど、急にここに来て慌ててこのようなことを議会というか、もうちょっとさっきから言う、中野委員の言うように、我々ももっと勉強をして、それからやるべきものだと思うんだよね。この文章をとっても、調整区域の中で決して家は建たらないわけじゃない、子供はね。農家分家なり農家住宅っていうのもある。おじいちゃんが孫に建てるっていうのは、これはちょっといろいろ規制があって、ちょっと問題もあるかもしれないけど、そういう問題もできるし、たまたま今調整区域の中で区画整理事業って形をとってやろうとしているところもあるわけだから。それがこれからの方向づけによって、そんなことをやらなくても例えばだよ、調整区域から外れて市街化区域になろうが、その他区域になるとしても、今度は自由に土地の売買等もできてきちゃって、区画整理をして自分たちの農地をいかに有効に使って開発をしようかっていう、そういう考えの人たち、今第一歩を踏み込んだ人たちが、話し合いがこのことによってできなくなってきちゃうっていう、そういう可能性も出てくるだよ。

だからこれね、簡単にうちの議会で決議するっていう案件でもないと思う、まだね。わかるよ、言いたいことはわかる。確かに本会議でも、私も一応発言はさせてもらったんですけど、そんな簡単なもんじゃないと思うんだよね。今までの経過を見たって、塩尻市は何がいけなかったって、何が差が出ちゃったかっていうと、その他区域をつくっちゃったせい。都市計画区域外があるせい。それがあつたために、宗賀洗馬の人が川を挟んだ牧野の人と比べたときに、向こうは勝手にどんどん土地は売れて家は建たる。太田の人もそういうふうでできちゃう。

そういうことが大きな問題であって、何で自分たちの畑が、田んぼが自由にできないかっていう、そういう問題がずっと四十何年から尾を引いてきているっていう、そういう問題があるもので、もうちょっと議会で独自に勉強をして、それでこういう文章を書くにも、ちょっといろんな不便の点があるんで、市ともちょっと調整をしながら文章を決めていかないと、いろんなところに波紋が生じると思うんで、これは今回ちょっと見送りして、もっと勉強して、中野委員の言うように勉強会を開いてね、議会の総意としてやるなら僕はいいと思うけど、もうちょっと時期が早いかなと思います。

○副委員長 牧野委員からこのような意見があったんですけども、この場でまずはこの決議を、この文章を出すか出さないか、これが今のタイミングでいいかどうかっていうような議論だと思うんですけども、御意見がありましたら。

〔「ほかの人も」の声あり〕

○副委員長 1人ずつ。じゃあ、そのように委員長代理にアドバイスをいただきましたので、お一人ずつ。じゃあ、中村委員、いかがでしょうか。

○中村努委員 そうですね、私はこういったことを決議するかどうかっていうことはもともと念頭にはなかったもので、要はこういった内容を今後、議員全体の課題として取り組んでいく組織も必要かな、なんていうことも考えてはいたもんですから、行政に精通された先輩議員がそういう御懸念があるとすれば、今ここで決議する、どうしてもしなきゃいけないというような感じでもないです。ただ、今後これはもう集中的にしっかり議会としても勉強をして、行政と一緒に研究していかなくちゃいけない課題であることは確かですので、そういう不都合があるのであれば、こだわるものではありません。

○副委員長 今、中村委員からそういうお話もありましたけれども、まだ決めなくてもいいですか。

○古畑秀夫委員 結論は出さなくちゃいけない。

○副委員長 というか、もう御意見おっしゃっていますので。じゃあ、古畑委員。

○古畑秀夫委員 いろいろかわった皆さんも含めて、いろいろとまだ意見がいろいろとあるところだということのようですし、牧野委員のようにいろいろと仕事でかわってきた皆さんがこういうことで言っているのであれば、今回の委員会では結論を出さなくて、少し、これ決議、出すとすると、全議員の賛同みたいなようにしたほうがいいんで、何か意見分かれて挙手でっていうような話は余りよくないんで、少し次回になるかわかりませんが、もう1回議員の中で議論したほうがいいのかという気がしております。

○副委員長 じゃあ、大まかに意見の方向性、まだまだこれからやることがいっぱいあるだろうということなんですが、反対の意見もあるんですが、じゃあ、提案者の金子委員のほうからございましたら。提案者としてどうかという話。

○委員長 皆さんがそういうことでおっしゃるなら、ここは頑張る必要がないのかなと思いますので、出した限りはぜひ決議をしていただきたいですが、少なくとも議会で研究していくということだけは確認をしていただいて、議長へ申し入れをしていただければ、決議についてはですね、一旦採決をとらず、差し戻してできるのかな。継続にしておいてもらって、議会で研究していただければ一番ありがたいんですが。一旦取り下げますかね。

○中野重則委員 この中身のままで継続っていうことになると、大変な問題ですね。

○委員長 じゃあ、一旦取り下げをしてですね、そのかわり委員会として議長に研究していただきたいというこ

とを申し入れていただくことについて、もし、とりあえず一旦取り下げますので、じゃあ。

○**牧野直樹委員** だから、1回これ、取り下げてください、塩尻市議会の中にそういう研究チームをつくるということでどうですかというふうに言ってもらって、研究して行って、慎重な問題なもので、これ、結構な労力や時間もかかる問題なんで、議員全てが認識をして、そういう研究をしていくっていうのが必要だと思うんだよね。ちょっと時期的にまだまだ何もわかっていないのに早すぎるって僕は思いますので、ぜひ研究チームを立ち上げていただいて。

○**中野重則委員** 金子委員長さんからこういう決議案っていう形で提案があった。これは大きな布石だと思っております。その布石を今後議会としてもやっぱり大切にして研究し勉強していくことが大事なかと、こんなふうにありますので、ここは提案されました委員長さんのお立場では十二分に理解できますが、ひとつ英断をもって取り下げただけいたらありがたいかと、そんなことを申し上げておきます。

○**副委員長** じゃあ、一旦取り下げるということに対して賛成の方、挙手をお願いします。

〔「取り下げだから」の声あり〕

○**副委員長** ということで、取り下げるということになりました。いずれにしても、いろいろお話が出た段階で、市民であったり、それから多くの何ていいますか、課題、障壁があることは皆さん重々御理解のことだと思います。そういう意味で、議会全員という形で何らかのアクションをしていくということで次につなげるということでもよろしいかと思えます。

○**中村努委員** ここは委員会として議長に対してしっかりとこのことについて研究していく組織というか、そういったものを考えていただきたいということを委員会として議長に申し入れをする手続をお願いしたいと思えます。

○**副委員長** じゃあ、皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

じゃあ、以上をもちまして、この決議に対するあれを閉じたいと思えます。それでは、委員長の職務を委員長に交代いたします。

○**委員長** それではですね、ありがとうございました。行政側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○**産業振興事業部長** 大変お疲れさまでした。産業振興事業部、建設事業部及び水道事業部、諸課題が大変に山積しております。議会閉会中の継続審査につきましてお願い申し上げるものであります。よろしく願いいたします。

○**委員長** ただいま継続審査について申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果、報告及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 委員会をお開きいただきまして、大変熱心に御協議をいただき御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての案件、お認めいただきまして、大変ありがとうございました。なお、ただいま市街化調整区域の見直し等々の御審議をいただいたわけでございますけれども、先ほど御指名もございましたので、私のほうからこの場で本会議の申しあげました答弁も含めましてですね、若干お話を申しあげたいと存じます。

まず、市街化調整区域という、市街化区域、いわゆる区域区分の制度というのはですね、都市の骨格を形成する非常に大事なそれぞれであろうと思っております、私どもそのことをですね、45年から続けてきた結果、非常にいい都市が出てきているという認識を持っております。しかしながら、そのことによって、特に市街化調整区域の中のいくつかの問題が生じていることは事実でございますね、それをやはり解決をすべき方向を多少その都市の都市側のこととあわせて、各農村集落のあり方あるいは土地利用のあり方等々については検討をしていかなくちゃいけないということを申しあげました。

したがって、今取り消しにはなりましたけれども、決議でお申し出をいただいた幾つかの点につきましてはですね、行政側としても積極的に対応をしてまいりたいというふうに思っております。この27日にも都市計画課長の呼びかけによりましてですね、関係課が集まりまして、これは理事者も含めて、まず共通の認識をしっかりと土台を構築しよう。その上で課題の抽出をしてですね、対応を図っていくということをまず始めたいというふうに考えております。今、議会のほうもそういう組織を立ち上げて御検討いただけるということなものですから、私どももそういう機会にですね、ぜひ両方で検討をしていただいて、すり合わせながら、住民の皆さんにきちんと御説明ができる段階になればですね、そういうことをやっていきたいというふうに思っておりますので、そんなことを申しあげたいと存じます。

なお、市街化区域、区域区分のあり方につきましてはですね、私は非常に大事な制度だというふうに思っておりますので、これを全面的に見直すということについては課題がたくさんあるんだろうなというふうに考えておりますので、それを申しあげながら、いかに調整区域の中の住民の皆さんの、住民の皆さんというよりも地域のコミュニティや集落のあり方等々がですね、活性化ができるような模索を解として求められればいいなというふうに思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。そんなことを申しあげまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

○委員長 以上で産業建設委員会を閉会といたします。

午前11時53分 閉会

平成28年12月15日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印